

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和3年8月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付に係る事務を行う。 (1)身体障害者手帳交付申請書の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務 (2)身体障害者手帳の返還に関する事務 (3)身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 (4)身体障害者手帳の保持者が氏名および居住地を変更した場合の届出の受理、審査、届出に対する応答に関する事務 (5)身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳(身体障害者福祉法施行令第9条)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条 別表第一 11の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 なし 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条8号 別表第二 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト・第2号ヘ・第4号ト・第5号・第6号ヘ・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ハ・第2号ロ・第3号イ、第55条第1号ト・第6号二、第11号ハ、第59条の2第1号ト・第2号～第5号各号・第6号ト・第7号～第12号各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神奈川県立総合療育相談センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開公聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3720 神奈川県立総合療育相談センター 地域企画課 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話 0466-84-5700
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県立総合療育相談センター 地域企画課 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話 0466-84-5700

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月29日	II. 1. 対象人数	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	II. 2. 取扱者数	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	I. 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課	事後	組織再編
令和1年6月27日	I 4 ②法令上の根拠	<p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ・第4号ロ、第11条第1号ロ・第3号、第12条第1号へ・第2号ホ・第4号ト・第5号・第6号ホ・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号・第5号ハ・第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ロ・第2号ロ・第3号イ、第55条第1号ト・第5号イ・第6号二、第10号ハ、第59条の2第1号ト・第2号～第5号各号</p>	<p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ・第4号ロ、第11条第1号ロ・第3号、第12条第1号へ・第2号ホ・第4号ト・第5号・第6号ホ・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ロ・第2号ロ・第3号イ、第55条第1号ト・第5号イ・第6号二、第11号ハ、第59条の2第1号ト・第2号～第5号各号</p>	事後	時点修正
令和1年6月27日	II 2 対象人数	平成30年4月31日 時点	平成31年4月2日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	II 2 取扱人数	平成30年4月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	牧野 ゆり子	所長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IVリスク対策		記載のとおり	事後	様式改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	I 4 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条7号 別表第二 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ・第4号ロ、第11条第1号ロ・第3号、第12条第1号へ・第2号ホ・第4号ト・第5号・第6号ホ・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ロ・第2号ロ・第3号イ、第55条第1号ト・第5号イ・第6号二、第11号ハ、第59条の2第1号ト・第2号～第5号各号</p>	<p>・番号法第19条7号 別表第二 10の項、14の項、15の項、16-2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号へ・第2号ホ・第4号ト・第5号・第6号ホ・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ロ・第2号ロ・第3号イ、第55条第1号ト・第5号二、第9号ロ、第59条の2第1号へ・第2号～第4号各号</p>	事後	時点修正
令和2年10月14日	II 1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月27日 時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	II 2 取扱人数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月27日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月18日	I 4 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条7号 別表第二 10の項、14の項、15の項、16-2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号へ・第2号ホ・第4号ト・第5号・第6号ホ・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ロ・第2号ロ・第3号イ、第55条第1号ト・第5号二、第9号ロ、第59条の2第1号へ・第2号～第4号各号</p>	<p>・番号法第19条7号 別表第二 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト・第2号へ・第4号ト・第5号・第6号へ・第8号ト、第14条第1号イ・第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ・第2号イ・第3号、第22条第1号イ・第2号～第11号各号、第28条第1号イ、第2号～第10号各号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ・第2号ハ・第4号イ・第5号ハ・第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第2号、第53条第1号ハ・第2号ロ・第3号イ、第55条第1号ト・第6号二、第11号ハ、第59条の2第1号ト・第2号～第5号各号・第6号ト・第7号～第12号各号</p>	事後	時点修正
令和3年8月18日	II 2 対象人数	令和2年3月27日時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	II 2 取扱人数	令和2年3月27日時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 4 ②法令上の根拠	・番号法第19条7号 別表第二	・番号法第19条8号 別表第二	事前	時点修正